

気仙沼地方振興事務所農業農村整備部 管内図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 315」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「本複製品をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません」